「温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令」、「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則」、「温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第一条第五号に規定する環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量」及び「調整後温室効果ガス排出量を調整する方法」の一部改正(案)並びに「温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第一条第六号に規定する環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量」(案)の概要

# 1.趣旨

- (1)「温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令」(平成18年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号)第1条第5号の規定に基づき、調整後温室効果ガス排出量の調整対象となる国内認証排出削減量として、平成25年4月に創設された国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度(以下「J-クレジット制度」という。)において認証された温室効果ガスの量を追加するもの。
- (2)また、国内認証排出削減量に関するダブルカウントを防止するため、「温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令」(平成18年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号)等について、所要の改正を行うもの。
- (3)あわせて、「調整後温室効果ガス排出量を調整する方法」における平成25年 度に報告を行う調整後温室効果ガス排出量の調整に係る算定割当量の取扱いに 関する規定について削除するもの。
- (4)我が国の貢献により海外において達成した温室効果ガス排出削減・吸収量を 測定・報告・検証してクレジット化し、我が国の目標達成に活用する二国間オ フセット・クレジット制度において認証された温室効果ガスの量を、「温室効果 ガス算定排出量等の報告等に関する命令」(平成18年内閣府・総務省・法務省・ 外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交 通省・環境省令第2号)に規定する調整後温室効果ガス排出量の算出に用いる ことができるようにするため、所要の改正、告示の制定を行うもの。

## 2. 改正の背景・概要

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に基づき、 平成18年4月1日から、温室効果ガスを多量に排出する者(特定排出者)は、 自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することとなっている。報告す るものは以下の二種類。

事業者が事業活動に伴い排出した温室効果ガスの排出量(実排出量) 実排出量を、京都メカニズムクレジット等の償却・無効化量、廃棄物の原燃料 使用に伴う排出量等を控除等して調整したもの(調整後排出量)

# (1) J - クレジット制度の追加

現在、 の調整後排出量を算定する際に、国内認証排出削減量として扱うことができるものとして、以下のものが認められているところ。

- ・国内クレジット制度において認証された温室効果ガスの量
- ・オフセット・クレジット (J-VER) 制度において認証された温室効果ガスの量
- ・グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証された温室効果ガスの量

「温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第一条第五号に規定する環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量」を一部改正し、国内認証排出削減量に、J - クレジット制度に基づき認証された温室効果ガスの量を追加する。

### (2)国内認証排出削減量のダブルカウントの防止

現状、特定排出者が、自らの温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する取組により国内認証排出削減量を創出した場合、国内認証排出削減量を創出した特定排出者の側では、減少後の温室効果ガス排出量を報告し、当該国内認証排出削減量によって調整した特定排出者の側でも調整により減少した温室効果ガス排出量を調整後排出量として報告しており、排出削減量が二重に報告されている。

「調整後温室効果ガス排出量を調整する方法」を一部改正し、国内認証排出削減量の創出者が、平成26年4月以降、当該国内認証排出削減量を他者に移転した場合、温室効果ガス算定排出量等の報告において、当該移転量を加算して報告することとするとともに、加算量を記載できるように、「温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令」第4条第1項に定める様式第1第5表の3及び「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則」第17条に定める様式第9及び第26条に定める様式第11の特定第12表6の3を修正する。

### (3)第一約束期間終了に伴う検討規定の削除

平成24年度が京都議定書第一約束期間の最終年度であることに鑑みて設けられていた、平成25年度に報告を行う調整後温室効果ガス排出量の調整に係る算定割当量の取扱いについての検討規定に関して、本年7月末に、平成25年度報告の期限を迎えたことに伴って不要となった。

「調整後温室効果ガス排出量を調整する方法」を一部改正し、平成25年度報告における算定割当量の取扱いについての検討規定を削除する。

# (4) 二国間オフセット・クレジット制度の追加

現在、 の調整後排出量を算出する際に用いることができるものとしては、算 定割当量及び国内認証排出削減量のみが認められているところ。

二国間オフセット・クレジット制度により認証された温室効果ガス排出削減・吸収量を調整後温室効果ガス排出量の算出に用いることができるようにするため、

「温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令」第1条を改正し、新しく「海外認証排出削減量」を定義するとともに、第4条第12号を改正し、算定報告公表制度における報告事項として、調整に用いた海外認証排出削減量を追加する。

同規則第4条第1項により、調整後温室効果ガス排出量を報告する際に利用することとされている様式第1に、新たに海外認証排出削減量を報告するための表を追加する。

「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則」第17条及び第26条により、 の改正同様、様式第9及び様式第11の特定第12表に、新たに海外認証排出削減量を報告するための表を追加する。

「調整後温室効果ガス排出量を調整する方法」(平成22年3月31日経済産業省・環境省告示第4号)の第一から第三までを改正し、海外認証排出削減量を、調整後温室効果ガス排出量の算出に用いることが出来るものとして追加する。

「温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第一条第六号に規定する環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量」を新たに制定し、二国間オフセット・クレジット制度に基づき認証された温室効果ガスの量を、海外認証排出削減量として規定する。

# 3.公布及び施行期日(予定)

公布:平成26年2月1日

施行: 2.(1)~(3) 平成26年4月1日 2.(4) ~ 平成27年4月1日

### 【参照条文】

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)

(この法律の施行に当たっての配慮)

第四十二条の三 環境大臣及び経済産業大臣は、この法律の施行に当たっては、事業者が自主的に行う 算定割当量の取得及び国の管理口座への移転並びに事業者が行う他の者の温室効果ガスの排出の抑 制等に寄与する取組を促進するよう適切な配慮をするものとする。

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令(平成18年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号) (用語)

第一条 この命令において使用する用語は、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「法」という。) 及び地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(以下「令」という。)において使用する用語の例に よるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### 一~三(略)

- 四 「調整後温室効果ガス排出量」とは、特定排出者が事業活動に伴い排出した温室効果ガスの排出量 を、京都議定書第三条の規定に基づく約束を履行するために特定排出者が自主的に取得し国の管理口 座へ移転した算定割当量、特定排出者が取得等をした国内認証排出削減量等を勘案して、環境大臣及 び経済産業大臣が定める方法により調整して得た温室効果ガスの排出量をいう。
- 五 「国内認証排出削減量」とは、国内における他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する各種 の取組により削減等がされた二酸化炭素の量として、環境大臣及び経済産業大臣が定めるものをいう。

#### (報告の方法等)

- 第四条 特定事業所排出者が行う法第二十一条の二第一項の規定による報告は、毎年度七月末日までに、 同項の主務省令で定める事項を記載した報告書を提出して行わなければならない。
- 2 特定事業所排出者が行う法第二十一条の二第一項の規定による報告に係る同項の主務省令で定める事項(特定事業所に係る同項の規定による報告に係る同項の主務省令で定める事項を除く。)は、次の各号に掲げる事項(第二号に掲げる事項については当該特定事業所排出者が令第五条第六号から第十一号までに掲げる者のいずれかである場合に限り、第四号に掲げる事項については当該特定事業所排出者が同条第一号に掲げる者である場合に限り、第五号から第十号までに掲げる事項についてはそれぞれ当該特定事業所排出者が同条第六号から第十一号までに掲げる者である場合に限り、第十二号に掲げる事項については当該特定事業所排出者が算定割当量又は国内認証排出削減量を用いて調整後温室効果ガス排出量を算定した場合に限る。)とする。

#### 一~十(略)

- 十一 直近の算定排出量算定期間における調整後温室効果ガス排出量
- 十二 算定割当量の合計量及び国内認証排出削減量の種別ごとの合計量

「温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第一条第五号に規定する環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量」(経済産業省・環境省告示第3号)

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第一条第五号に規定する環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量は、次に掲げるものとする。

- 一 平成二十年十月二十一日の地球温暖化対策推進本部決定に基づき実施された国内クレジット制度 において認証をされた温室効果ガスの量
- 二 オフセット・クレジット制度(国内における他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する取組により削減等がされた温室効果ガスの量(温室効果ガスが二酸化炭素以外の場合にあっては、地球の温暖化をもたらす程度から二酸化炭素の量に換算されたものとする。以下同じ。)の算定等に関し十分な知見を有する者により構成される会議体であって環境省が運営するものが、温室効果ガスの量について、実際に行われたことが認められる当該取組により削減等がされ、適切な方法により算定され、当該取組がなければ削減等がされなかったものとして認証をし、その取得、保有及び移転を適切に管理する制度をいう。)において認証をされた温室効果ガスの量
- 三 グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度(国内における他の者の二酸化炭素の排出の抑制に寄与する取組(再生可能エネルギー源(永続的に利用することができると認められるエネルギー源をいう。以下本号において同じ。)を活用するものに限る。)により削減がされた二酸化炭素の量の算定等に関し十分な知見を有する者により構成される会議体であって環境省及び経済産業省が運営するものが、二酸化炭素の量について、実際に行われたことが認められる当該取組により削減がされ、適切な方法により算定され、当該取組がなければ削減がされなかったものとして認証をし、その取得、保有及び移転を適切に管理する制度をいう。)において認証をされた二酸化炭素の量
- 四 前三号に掲げるもののほか、国内における他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する取組により削減等がされた温室効果ガスの量の算定等に関し十分な知見を有する者により構成される会議体が、温室効果ガスの量について、実際に行われたことが認められる当該取組により削減等がされ、適切な方法により算定され、当該取組がなければ削減等がされなかったものとして認証をし、当該認証をした当該量の取得及び保有を適切に管理し、当該量の移転を可能とする場合にあっては当該移転を適切に管理する制度(認証に係る温室効果ガスの排出の抑制等に寄与した者又は当該認証に係る温室効果ガスの排出の抑制等を自ら行った者と特別の利害関係を有する者が当該認証に加わらないものに限る。)であって環境大臣及び経済産業大臣が認めるものにおいて認証をされた温室効果ガスの

調整後温室効果ガス排出量を調整する方法(経済産業省・環境省告示第4号)

#### 第一 用語の定義

この告示において使用する用語は、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成十一年政令第百四十三号。以下「令」という。)及び温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令(以下「報告命令」という。)において使用する用語の例によるほか、次の各項に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各項に定めるところによる。

- 1 「償却前移転」とは、償却を目的として、算定割当量を国の管理口座に移転をすることをいう。
- 2 「排出量調整無効化」とは、他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に係る取組を自らの温室効果ガスの排出の抑制等に係る取組と評価することを目的として、国内認証排出削減量を移転ができない状態にすることをいう。

#### 第二 調整後温室効果ガス排出量の調整方法

- 1 調整後温室効果ガス排出量は、次項に規定する調整対象温室効果ガス排出量又は当該調整対象温室 効果ガス排出量から次に掲げる量の一部若しくは全部を控除して得た量とする。ただし、控除した結 果、零を下回る場合には零とする。
  - 一 特定排出者が四月一日から翌年三月三十一日までにおいて償却前移転をした算定割当量(電気事業者が調整後排出係数に反映するために償却前移転をしたものを除く。)
  - 二 特定排出者が四月一日から翌年三月三十一日までにおいて排出量調整無効化をした国内認証排 出削減量(電気事業者が調整後排出係数に反映するために排出量調整無効化をしたものを除く。)
- 2 調整対象温室効果ガス排出量は、次に掲げる量を合算して得た量とする。
  - 一 次に掲げる量(他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。)を合算して得た量
    - イ 令第六条第一項第一号イ(1)の環境省令・経済産業省令で定める燃料ごとに、同号イ(1) に定めるところにより算定される量
    - 口 算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された電気の量に、報告 命令第二十条の二に規定する調整後排出係数のうち、当該電気を供給する電気事業者のものを乗 じて得られる量
    - ハ 令第六条第一項第一号イ(3)の環境省令・経済産業省令で定める熱ごとに、同号イ(3)に 定めるところにより算定される量
  - 二 算定排出量算定期間における二酸化炭素(エネルギーの使用に伴って発生するものを除く。)の 温室効果ガス算定排出量から、報告命令第四条第五項各号に定める量を控除して得た量
  - 三 算定排出量算定期間におけるメタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン及び六ふっ化硫黄の温室効果ガス算定排出量
- 第三 調整後温室効果ガス排出量の調整に当たっての留意事項
  - 1 報告を行う年度の四月一日から六月三十日までの間に償却前移転をした算定割当量又は排出量

調整無効化をした国内認証排出削減量については、当該報告に係る調整後温室効果ガス排出量の調整に用いることができる。ただし、その場合において、翌年度の報告に係る調整に用いることはできない。

2 他の者が償却前移転をした算定割当量又は排出量調整無効化をした国内認証排出削減量について、当該他の者が自らの代わりに償却前移転又は排出量調整無効化をしたことに同意している場合にあっては、自らの調整後温室効果ガス排出量の調整に用いることができる。

#### 第四 その他

平成二十四年度及び平成二十五年度における算定割当量の償却前移転の状況等を勘案し、平成二十五年度に報告を行う調整後温室効果ガス排出量の調整に係る算定割当量の取扱いについて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### 【参考URL】

温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度

http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/

Jクレジット制度

http://japancredit.go.jp/

二国間オフセット・クレジット制度

http://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/bilateral.html
http://www.meti.go.jp/policy/energy\_environment/global\_warming/global.html